

改正

平成26年3月27日規程第22号

平成30年5月1日規程第14号

産業医科大学成果有体物取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）における成果有体物の取扱い等に関し必要な事項を定め、成果有体物の適正な取扱い及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「成果有体物」とは、研究等により又は研究等の過程で得られた研究データを記録した紙及び電子媒体、実験ノート、試薬、試料、生物試料（実験動物、菌株、プラスミド、動植物細胞等）、試作品、実験装置、ソフトウェア等をいう。ただし、論文、講演、プログラムその他著作物に関するものを除く。

2 この規程において「研究等」とは、次項第1号に規定する教職員等については、その者の教育、研究、診療等の職務（国、地方公共団体、独立行政法人日本学術振興会、各種団体若しくは法人又は個人から受け入れた研究費又は奨学寄附金による教育、研究、診療等を含む。）をいい、同項第2号に規定する教職員等については、その者の契約の範囲である教育、研究、診療等（その補助を含む。）をいう。

3 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 学校法人の役員及び学校法人と雇用関係にある者（教職員、嘱託職員、研修医等をいう。）
- (2) 非常勤職員、学外研究員の受入れに関する達（平成18年産医大内達第10号）第2条第1項第2号に規定する訪問研究員、大学院生等の本学において研究等に携わる者で、学校法人及び当該者又は学校法人、当該者及び当該者の所属機関の長との間で研究等（その補助を含む。）に携わること及び当該研究等の結果又はその過程で創出した成果有体物の帰属等についての契約を締結している又は念書若しくは覚書を交わしている（以下「職員外研究契約等」という。）者
(成果有体物の帰属)

第3条 前条第3項第1号に規定する者が、研究等の結果又はその過程で成果有体物を創出したときは、当該成果有体物は、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）に帰属する。

2 前条第3項第2号に規定する者が、研究等の結果又はその過程で成果有体物を創出したときは、

その帰属、それを利用する権利の持分及びその行使、保管、管理等に関する費用等の負担については、職員外研究契約等によるものとする。この場合において、当該成果有体物の帰属等を協議の上、決するものと職員外研究契約等に定められているときは、その協議結果に基づき、学校法人は、当該創出者又は当該創出者の所属機関の長との間で当該成果有体物の帰属、権利行使等に係る契約を締結するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学外の機関との共同研究により成果有体物が得られたときは、その帰属、それを利用する権利の持分及びその行使、保管、管理等に関する費用等の負担について、学校法人と当該学外の機関との間で協議の上、決するものとし、その協議結果について、学校法人と当該学外の機関の長との間で契約を締結するものとする。

4 教職員等が学外の機関において得た成果有体物は、当該学外の機関において特段の定めのない限り、当該学外の機関に帰属するものとする。ただし、第5条第2項に該当する場合は、この限りでない。

5 教職員等でない者が本学において成果有体物を創出したときは、産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）へ連絡しなければならない。

6 前項の場合において、当該創出者の所属機関と知的財産本部との間で当該成果有体物の帰属を協議の上、個別に当該創出者又は当該創出者の所属機関の長と学校法人との間で帰属及び取扱いに関して契約を締結するものとする。

（秘密の保持等）

第4条 教職員等は、成果有体物について、所定の手続を経ずして学外の機関にこれを提供、開示、漏えい等をしてはならない。ただし、既に公表されたもの、公表をすることが認められたもの、公表することで問題が生ずることがないことが明らかなもの、秘密を保持することを約した契約等の締結の下に開示することが認められたもの又は研究機関等との間で無条件で提供、開示等を行うことが慣例となっているものについては、この限りでない。

2 教職員等は、研究等により知り得た又は取得した学外の機関の成果有体物について、契約等による特段の取決めのない限り、いかなる者に対しても提供又は漏えいしてはならず、また、それを助けるような行為をしてはならない。ただし、既に公表されたもの、公表をすることが認められたもの、公表することで問題が生ずることがないことが明らかなもの、秘密を保持することを約した契約等の締結の下に提供、開示等が認められたもの又は研究機関等との間で無条件で提供、開示等を行うことが慣例となっているものについては、この限りでない。

3 知的財産本部は、必要に応じて成果有体物の取扱い等に関する承諾書の提出を教職員等に求める

ことができる。

- 4 裁判所からの命令又は法律に基づき情報開示が強制された場合は、第1項、第2項及び次条第1項の規定は適用しない。

(学外の機関における成果有体物の取扱い)

第5条 教職員等は、学外の機関の成果有体物を利用するときは、当該機関の定めるところに従い、当該成果有体物を適切に取り扱わなければならない。ただし、その取扱いについて本学の規則等に抵触するおそれがある場合は、あらかじめ知的財産本部の判断を求めなければならない。

- 2 教職員等は、学外の機関において自らが主体となって行った研究等により得た成果有体物については、その学外の機関の規則等により許容される範囲内で、当該成果有体物の帰属等の権利確保のために、学外の機関に適切な要求をしなければならない。

(成果有体物の管理)

第6条 成果有体物の管理は、その特殊性により、創出者である教職員等が行うものとする。

- 2 学外の機関との共同研究により得られた成果有体物の管理は、第3条第3項に規定する契約内容により行う。

(成果有体物の公表)

第7条 教職員等は、成果有体物を公表しようとする場合は、創出関係者等（学外の機関との共同研究における共同研究者を含む。以下同じ。）の合意を得た上で、本学及び創出関係者等の特許出願等の利害関係について影響がないこと等、公表することで問題が生ずることがないことが明らかな場合について、公表することができる。

- 2 教職員等は、学外の機関から成果有体物の公表の中止を要請された場合は、特に契約等で定められている場合を除き、創出関係者等の合意を得た上で、公表の中止について成果有体物公表中止届出書（様式第1号）により知的財産本部へ届け出なければならない。この場合において、知的財産本部は、公表を中止することが公共性及び公平性を著しく損なうことがない等の配慮をするものとし、公表を中止することが公共性及び公平性を著しく損なうと判断したときは、公表の中止の要請について当該学外の機関と協議するものとする。

- 3 前項の場合において、有償にて公表を中止するときは、学校法人は、中止を依頼した学外の機関の長及び必要に応じて創出関係者等の長との間で有償による公表中止に関する契約を締結しなければならない。

(成果有体物の提供等)

第8条 教職員等は、成果有体物を学外の機関に提供又は開示しようとするときには、創出関係者等

の合意を得た上で、次に掲げる事項を行わなければならない。ただし、当該成果有体物が既に公表されたもの、公表をすることが認められたもの、提供若しくは開示することで問題が生ずることがないことが明らかなもの、秘密を保持することを約した契約等の締結の下に提供若しくは開示することが認められたもの又は研究機関等との間で無条件で提供若しくは開示することが慣例となっているものについては、この限りでない。

(1) 教職員等は、当該成果有体物の提供又は開示について、成果有体物提供等届出書（様式第2号）により知的財産本部へ届け出ること。

(2) 学校法人は、必要に応じ、提供又は開示する当該成果有体物の取扱い等について、確認する文書を提供又は開示先の学外の機関の長との間で取り交わすこと。

2 有償にて提供又は開示するときは、学校法人は、提供先の学外の機関の長及び必要に応じて創出関係者等の長との間で有償提供又は開示に関する契約を締結しなければならない。

第9条 教職員等は、学外の機関から成果有体物の提供又は開示を受けようとする場合は、次に掲げる事項を行わなければならない。ただし、当該成果有体物が既に公表されたもの、公表をすることが認められたもの、提供若しくは開示を受けることで問題が生ずることがないことが明らかなもの、秘密を保持することを約した契約等の締結の下に提供若しくは開示を受けることが認められたもの又は研究機関等との間で無条件で提供若しくは開示をすることが慣例となっているものについては、この限りでない。

(1) 教職員等は、当該成果有体物の提供又は開示を受けることについて、成果有体物受領等届出書（様式第3号）知的財産本部へ届け出ること。

(2) 学校法人は、必要に応じ、提供又は開示を受ける当該成果有体物の取扱い等について、確認する文書を学外の機関の長と取り交わすこと。

2 有償にて提供又は開示を受けるときは、学校法人は、提供又は開示元の学外の機関の長との間で有償提供又は開示に関する契約を締結しなければならない。

(成果有体物の売却等)

第10条 教職員等は、成果有体物を売却等により処分しようとする場合は、創出関係者等の合意を得た上で、売却等について成果有体物売却要請届出書（様式第4号）により知的財産本部へ届け出なければならない。

2 学校法人は、売却等先の学外の機関等の長及び必要に応じて創出関係者等の長と、売却等に関する契約を交わさなければならない。

(創出者等への権利譲渡等)

第11条 学校法人は、創出者等が退職、兼業等により自らの創出した成果有体物を利用することによって当該成果有体物の普及等を推進しようとする場合は、創出者等への当該成果有体物を利用する権利譲渡等について、特別な措置を講じることができる。

(補償金)

第12条 学校法人は、成果有体物の公表中止、提供、売却等（以下「運用」という。）により収益を得たときは、当該成果有体物の学内創出者（成果有体物を創出した教職員等をいう。以下同じ。）に対し、当該収益に100分の40を乗じて得た額を成果有体物運用補償金（以下「補償金」という。）として支払う。

2 前項の場合において、当該学内創出者の所属講座等には、収益に100分の10を乗じて得た額を研究費として交付するものとする。

3 学校法人は、学内創出者が2人以上の場合は、前2項に規定する金額を当該学内創出者で合意した割合に応じて支払う。この場合において、学内創出者は、学内創出者同士で補償金を受ける権利持分について合意した文書を提示しなければならない。

4 前3項に規定する補償金及び研究費の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に学校法人が得た収益を基とし、支払の通知及び手続等は、知的財産本部が実施する。

(退職後の扱い)

第13条 この規程は、教職員等がその身分を失った後（以下「退職等」という。）も適用する。

第14条 第12条第1項に規定する補償金を学内創出者が受ける権利（以下「受益権」という。）及び同条第2項に規定する学内創出者の所属講座等に交付される研究費は、当該権利を有する学内創出者が退職等した後も存続する。

2 学内創出者は、その受益権を、学内創出者が指定した者又は法的に当該学内創出者の権利を承継する者に譲渡する又は承継させることができる。

3 学内創出者が死亡したときは、相続人が受益権を承継する。

4 前3項に規定する退職等した学内創出者及び受益権を譲渡され、又は承継した者は、知的財産本部からの通知先を変更するときは、直ちにその旨を知的財産本部に届け出なければならない。

5 前項に規定する届出がないときは、学校法人は補償金を支払わないことがある。

第15条 学内創出者が退職等した後の成果有体物の管理は、当該学内創出者が所属していた講座等に引き継ぐものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることが

できる。

第17条 この規程で定める学外の機関との契約書については、当該契約書の内容作成を知的財産本部が実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日より前に得られた成果有体物については、この規程は適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行日以後において、産業又は商業上の利用の場合、提供又は公表することにより本学又は関係学外の機関に対して利害関係があることが顕在化した場合、有償による提供、譲渡等の場合又は創出者及び知的財産本部が必要と認めたときは、この規程を適用する。

附 則（平成26年3月27日規程第22号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日規程第14号）

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号